

専門実践教育訓練給付制度のご案内

経済学研究科博士前期課程医療経済マネジメントコースは、「専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」の指定を受けており、**2020年4月受講開始の方から対象**になっています。

「専門実践教育訓練給付制度」とは、雇用保険に係る一定の支給要件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講中及び修了した場合に、本人が支払った教育訓練経費（医療経済マネジメントコースの場合は入学料と授業料が対象）の一定割合額（上限あり）がハローワークから支給される制度です。

【支給額】(1)教育訓練の実践中⇒**50%（1年間で上限40万円×2年）**

(2)教育訓練の修了後⇒**70%（先に支給した（1）との差額20%が追加支給）**

受給申請を希望される方は、制度の詳細につきまして、以下のホームページ等にて必ずご自身でご確認の上、手続きを進めてください。

【厚生労働省 HP】教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

○専門実践教育訓練給付金、教育訓練支援給付金についてのリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000571214.pdf>

○専門実践教育訓練給付金に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html>

【留意事項】

※支給要件など詳細についてご不明点があれば、住所を管轄するハローワークにご相談ください（支給要件を満たすか否かの事前照会は電話では行われていません）。

※給付金の受給のためには、受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントによる「訓練前キャリアコンサルティング」（要事前予約）を受け「ジョブ・カード」を作成の上、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」などを、**訓練受講開始日（4月1日）の原則1カ月前まで**にハローワークに提出する必要があります。

○ジョブ・カード制度についての詳細は、総合サイト（<https://jobcard.mhlw.go.jp/>）よりご確認ください。

○「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」については、ハローワークで配布しています。必要情報は以下をご確認ください。

①指定番号：73091-201001-4

②教育訓練施設の名称：名古屋市立大学大学院

③教育訓練講座名：経済学研究科博士前期課程経済学専攻・経営学専攻（医療経済マネジメントコース）

※長期履修制度の利用、休学、留年等により2年間で修了することができないと判明した時点で、給付金の支給申請はできなくなります。